



NBS



工事整備対象設備の工事、整備については独占業務で、消防設備士の免状を受けている

者以外は工事、整備を行う事が出来ないと規定されています。

つまり消防設備士に対して重い義務と責任が課せられていることとなります。

そのような責務に違反をし、義務を怠った場合の罰則として 免状返納命令があります。

この免状返納命令の運用基準は点数制度です。様々な違反行為に対して、それぞれ

表のように点数が定められています。これが基礎点数となり、事故が発生した場合

事故加点が加算され、違反点数となります。

違反点数の合計が20点に達しますと、消防設備士免状の取消となります。

消防設備士免状には、自動車の運転免許のように免許停止（免停処分）は無く、

規定点数に達しますと 即刻取消となって、資格を喪失することとなります。



NBS

基礎点数表

NO	違反行為の種別				点数	
1	第17条の3の3 規則第31条の6	資格外の点検実施又は無資格者を使用して点検を実施			6	
2	第17条の5	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施(資格外の工事若しくは整備の実施又は無資格者を使用しての工事若しくは整備の実施(当該無資格者の作業に対する指導、監督が有効に行われている場合を除く))			8	
3	第17条の10	消防設備士講習義務違反			5	
4	第17条の12	成実業務実施義務違反	技術基準違反の工事、整備実施	a	工事整備対象設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合	8
				b	a以外の場合	3
			点検準違反の点検実施	a	工事整備対象設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合	6
				b	a以外の場合	2
			事実と異なる点検結果の記載	a	工事整備対象設備等の機能、効用が著しく損なわれているにも係らず、そうでない旨の記載をした場合	6
				b	a以外の場合	2
5	第17条の13	消防設備士免状の携帯義務違反			4	
6	第17条の14	工事整備対象設備等の設置工事着手届出義務違反(事実と異なる届出を含む)			4	
7	第21条の2	型式適合検定に合格した旨の表示(検定表示)のない検定対象機械器具等の工事への使用禁止違反			7	
8	第21条の16の2	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する旨の表示(自主表示)のない自主表示対象機械器具等の工事への使用禁止違反			7	



事故加算

事故の程度	点数
事故の程度が 小	2
事故の程度が 中	4
事故の程度が 大	6
人身事故の程度	点数
軽傷(入院加療を必要としないもの)	6
中等傷(重症又は軽傷以外のもの)	8
重傷(3週間以上の入院加療を必要とするもの以上のもの)	10
死亡(48時間以内に死亡した場合を含む)	20

どか免状の返納命令が来たら！

